

令和7年7月28日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の27第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社きらぼし銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
堀之内支店	東京都八王子市堀之内3-34-9 エマール京王堀之内1階	東京都立川市曙町2-7-16 鈴華ビル2階	2025年7月22日
百草支店	東京都八王子市堀之内3-34-9 エマール京王堀之内1階	東京都立川市曙町2-7-16 鈴華ビル2階	2025年7月22日
横浜支店	神奈川県横浜市中区本町2-22	神奈川県横浜市西区みなとみらい6-2-12 Kタワー横浜14階	2025年8月25日
横浜西口支店	神奈川県横浜市中区本町2-22	神奈川県横浜市西区みなとみらい6-2-12 Kタワー横浜14階	2025年8月25日

（2）変更の理由

店舗移転のため